

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月14日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 14,700,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
1,381,800,000円

（注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	70,000個
発行価額の総額	14,700,000円
発行価格	210円(本新株予約権の目的である株式1株当たり210円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月4日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社免疫生物研究所 財務経理部
払込期日	平成25年7月5日
割当日	平成25年7月5日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 高崎支店

(注) 1 株式会社免疫生物研究所第1回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年6月14日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は70,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の大阪証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限: 当初13,671円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。) 5 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は70,000株(発行済株式総数に対する割合は11.4%)、割当株式数は1株で確定している。 6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 971,670,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的と なる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を10株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的と なる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、70,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初19,530円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が13,671円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	---

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

	(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,381,800,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年7月8日から平成27年7月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 高崎支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「2(2)(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本証券」といいます。)より提案を受けた下記「2(1)資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「2(2)(本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「2(2)(本スキームのデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、昭和57年に医薬品及び医薬部外品の免疫学的研究、開発、製造及び販売を目的として設立され、約30年の間、「抗体」を中心にその成果を事業化してまいりました。平成19年3月、大阪証券取引所ヘラクレスへ株式を上場し、現在、若干ではありますが、2期(平成24年3月期及び平成25年3月期)連続の営業利益を計上したほか、3期(平成23年3月期～平成25年3月期)連続で営業キャッシュ・フローがプラスとなり、現時点における事業運営の基礎となる運営資金を確保しております。しかしながら、当社の現在の事業基盤である研究用試薬関連事業を展開している市場は、その規模に比して競合他社が多数存在し、将来的な収益の伸張に限界があり、資金が不足する可能性があります。

このような状況の中、当社は、平成21年6月に株式会社ネオシルクを子会社化し、目的タンパク質を遺伝子組換えカイコの繭中に生成させる技術を導入することで、社会的需要の高い数種類の有用タンパク質の生産に成功しております。現在は、中でもワクチンやヒト・コラーゲンなど、医療や健康に直接役立つ有用タンパク質に重点を置き、実用化に向けた研究開発に邁進しております。

これまで組換えタンパク質の生産系としては、(1)大腸菌や酵母といった微生物や(2)動物の培養細胞が主に用いられてきました。しかし、これらの方法の問題点として、精製が困難であったり、(1)では複雑な構造のタンパク質の生産が困難に必要な活性が得られない、(2)では大量生産のための設備や運用に多額の資金や技術が必要でコストが上がってしまう、といった問題が挙げられます。一方、これらの問題を解決して大量の良質なタンパク質を安価に生産するために、(3)遺伝子組換え生物(ホニユウ類、鳥類、昆虫など)を用いた組換えタンパク質の生産系に注目が集まっております。そして(3)の中でも、当社の所有する遺伝子組換えカイコによるタンパク質生産技術は、世界に唯一の独自の生産系として他の生産系に優る数々の利点を備えるものであります。まず、カイコという生物は、絹タンパク質を含有する繭をわずか数日で作り上げるという、高いタンパク質合成能力を有する昆虫であり、大量生産に適しております。また、カイコは既に安全に家畜化されており、我が国における長年の養蚕技術の蓄積により、他の遺伝子組換え生物と比べても管理された繁殖・飼育に向けた生物であります。次に、当社の技術は、目的の組換えタンパク質をカイコの繭のセリシンの中に分泌させるという特長を持ちます。カイコの繭は主として絹糸の本体であるフィブロインとそれを取り巻くセリシンの2種類のタンパク質で構成されています。このセリシンは可溶性であるため、セリシン中に分泌された目的タンパク質は簡便に抽出・精製することができ、低価格化に貢献します。また、微生物ではできなかったフィブリノゲンを始め、ヒト・コラーゲンや抗体といった複雑な構造や活性を持つタンパク質の生産も可能となります。

また、この技術は、当社が基盤事業として展開してまいりました「抗体」の生産においてはさらにその優位性を発揮します。従来、抗体を大量に生産するために、モノクローナル抗体産生細胞(ハイブリドーマ)をマウスの腹腔内に注射し腹水から抗体を回収する方法が行われてきました。この方法は動物個体を使用するため、動物の個体差により生産ロットの安定した品質を確保することが難しく、精製も容易ではありません。一方で、動物愛護の観点からマウスの使用を制限する動きがあり、欧州ではマウスによる生産を禁止する国も出てきております。今後は国内でも同様の規制が実施される可能性も懸念され、既に業種によっては、全ての実験系において動物の使用を避けるという流れも見られております。これに対し、カイコによる生産系はタンパク質の品質の安定化、精製の簡便化を解決できるだけでなく、動物愛護の問題から除外される昆虫を用いることで、将来へ向け安定した事業展開が期待できると考えられます。

このように、遺伝子組換えカイコを用いた当社の技術は、抗体を含む組換えタンパク質の需要が高まる中、品質、生産性、運用性、いずれにおいても従来の技術を凌ぐ有望な基幹技術として当社の将来の事業を支えるものと期待されます。

現在、当社は、遺伝子組換えカイコ事業において、有限会社生物資源研究所と共同で、カイコの繭からインフルエンザワクチンを生産する研究を計画通り進行させておりますが、最終的に医薬品として実用化するまでの開発プロセスには長い期間と莫大な資金が必要となります。そこで、当社の戦略としましては、まず現在進めている動物用のワクチンについて、東南アジアにおいて鶏、豚等の動物用医薬品として5年以内の事業化を目指してまいります。そのためには生産拠点や設備への投資、優秀な技術を有するパートナーとの連携などが必要となり、提携、M&Aも視野に入れた活動を展開してまいります。

一方、当社は、遺伝子組換えカイコの繭にヒト・コラーゲンを発現させることに成功し、現在使用されている魚や豚等の異種タンパク質から生産されるコラーゲンとは異なる、今までにないまったく新しい化粧品原料として、化粧品業界へ参入いたします。当社のヒト・コラーゲンは、我々ヒトの体内にあるコラーゲンと同じアミノ酸から構成されているためにアレルギーを起こす危険性が低く、人の肌に優しい安心・安全なコラーゲンとして、全世界に販売を展開してまいります。しかし、化粧品業界は、当社にとって、まったく新しい分野へのチャレンジであることから、化粧品業界に精通し、当社のヒト・コラーゲンの安心・安全を共に追求する企業との提携・関係強化が必要となり、そのためのパートナーの獲得活動を展開しております。

その他、これまでの研究開発により生み出した、フィブリノゲンやその他の有用なタンパク質の開発スピードを加速するために、案件に応じた開発あるいは提携パートナーの獲得活動を積極的に展開してまいります。

以上のように、今回の資金調達の目的は、遺伝子組換えカイコ事業の実用化を加速させるために行うものであり、当社の企業価値を向上させ、その結果、既存株主の皆様への利益にも資するものと考えております。なお、当社が現在保有する資金は、既存の事業運営の基礎となる運転資金として活用し、安定した事業運営を目指してまいります。また、今回調達する資金は、上記の事業計画を実現するための資金として有効活用するとともに、有用な企業との提携等を目的とした借入金の金融機関への返済に充当し、金利負担の軽減を図り財務の健全化の向上に努めてまいります。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

（本新株予約権の行使の指定）

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、大阪証券取引所へ適時開示を行います。

（本新株予約権の行使の停止）

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

（本新株予約権の取得に係る請求）

メリルリンチ日本証券は、平成25年7月8日から平成27年5月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成27年6月1日以降平成27年6月15日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

（本新株予約権の譲渡）

本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2)資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応する、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は70,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成25年3月31日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は、11.4%)。

当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし

- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
- 6 本新株予約権の行使請求の方法
- (1)本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3)本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 7 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,381,800,000	19,000,000	1,362,800,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(14,700,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,367,100,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、会計士費用、司法書士費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (円)	支出予定期間
各種動物用ワクチンの製造、分析、評価、非臨床試験	380,000,000	平成25年10月 ～平成28年3月
化粧品業界における有用な企業の連携、獲得	200,000,000	平成25年10月 ～平成27年3月
遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金	100,000,000	平成25年10月 ～平成28年3月
金融機関からの借入金返済	200,000,000	平成25年10月
生産拠点の設立及び付随設備	482,800,000	平成26年3月 ～平成27年9月

各種動物用ワクチンの製造、分析、評価、非臨床試験の主な内訳

平成26年3月期において、製造、分析、評価のための研究開発費に50,000,000円、平成27年3月期及び平成28年3月期において、各種動物用医薬品における非臨床試験、治験薬製造費用及び研究開発費に330,000,000円を見込んでおります。

化粧品業界における有用な企業の連携、獲得の主な内訳

新規参入分野である化粧品業界において、平成26年3月期及び27年3月期において、化粧品業界に精通する人材の確保に30,000,000円、信頼できる化粧品業界の企業との提携、M & Aに170,000,000円を見込んでおります。

遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金の主な内訳

新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費については、平成26年3月期から平成28年3月期において、研究開発費50,000,000円、生産に成功した有用タンパク質の事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金に50,000,000円を見込んでおります。

金融機関からの借入金返済の主な内訳

金融機関からの借入金（平成25年9月末残高）の返済として200,000,000円を見込んでおります。

生産拠点の設立及び付随設備の主な内訳

平成26年3月期において、群馬県内に生産拠点の設立及び付随設備に250,000,000円、平成28年3月期において、別途新たに、生産拠点の設立及び付随設備に232,800,000円を見込んでおります。

- (注) 1 差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、平成28年3月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。
- 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、平成25年10月以降において上記事業計画に支障が生じることが想定されるため、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う予定であります。なお、上記見直しを行った場合、その都度、大阪証券取引所へ適時開示を行います。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	メリルリンチ日本証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 瀬口 二郎
資本金	119,440百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成25年6月13日現在のものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年6月13日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれることなど、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)」欄第2項(本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容)に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。(注)本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は70,000株です(但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社とメリルリンチ日本証券は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同規則の取扱い2(1)乃至(6)までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成24年3月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。また、本書提出日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

g. 割当予定先の実態

当社は、メリルリンチ日本証券の最終持株会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されていること、メリルリンチ日本証券が金融商品取引業者としての登録を行っているほか、東京証券取引所等の取引参加者であり、また、日本証券業協会に加入していること等の事実、並びに、メリルリンチ日本証券が反社会的勢力の排除に関する基本方針をホームページにおいて公表していることから、大阪証券取引所に対して、割当先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出しており、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。当社は、これを参考として、本新株予約権 1 個の払込金額を金210円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年6月13日）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成25年3月31日現在の総議決権数に対して最大11.4%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等（注）」欄第1項（本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由）の欄に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計70,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は46,295株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式 数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
清藤勉	群馬県高崎市	112,370	18.23	112,370	16.37
メリルリンチ日本証券株式 会社	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング	-	-	70,000	10.20
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	29,240	4.74	29,240	4.26
岩井化学薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁 目2-10	20,000	3.24	20,000	2.91
栄研化学株式会社	東京都台東区台東4丁目19- 9	12,500	2.02	12,500	1.82
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12- 6	10,000	1.62	10,000	1.46
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁 目4-6	8,930	1.44	8,930	1.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目 6番6号	8,000	1.29	8,000	1.17
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6- 1	6,690	1.08	6,690	0.97
宇佐美益則	千葉県市川市	6,150	0.99	6,150	0.90
I B L 従業員持株会	群馬県藤岡市中字東田1091- 1	5,010	0.81	5,010	0.73
計		218,890	35.46	288,890	42.09

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期、提出日平成24年6月29日）及び四半期報告書（第31期第3四半期、提出日平成25年2月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）提出日（平成24年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正報告書を含みます。）を関東財務局長に提出しております。

（平成24年7月2日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合	可否
第1号議案	30,281	213	0	(注1)	99.30%	可決
第2号議案				(注2)		
清藤 勉	30,168	321	0		98.93%	可決
木下憲明	30,171	318	0		98.94%	可決
前田雅弘	30,171	318	0		98.94%	可決
中川正人	30,171	318	0		98.94%	可決
小野寺昭子	30,171	318	0		98.94%	可決
宗像発秋	30,166	323	0		98.92%	可決
福永健司	29,958	531	0		98.24%	可決
第3号議案	30,196	298	0	(注2)	99.02%	可決

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成割合は出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分）に対する割合による。なお、比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入している。

（平成25年5月13日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社スカイライト・バイオテック（以下「SLB社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 本株式交換の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・商号 株式会社スカイライト・バイオテック
- ・本店の所在地 秋田県秋田市飯島字砂田100-4
- ・代表者の氏名 代表取締役社長 中嶋 拓史
- ・資本金の額 58百万円（平成24年6月30日現在）
- ・純資産の額 83百万円（平成24年6月30日現在）
- ・総資産の額 98百万円（平成24年6月30日現在）
- ・事業の内容 最先端の脂質代謝解析技術による、生活習慣病領域の研究・創薬支援と、予防医療支援サービスの提供

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年6月期	平成23年6月期	平成24年6月期
売上高（百万円）	106	120	126
営業利益（百万円）	0	9	7
経常利益（百万円）	0	9	10
当期純利益（百万円）	0	3	10

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
あきたアカデミーベンチャー育成投資事業有限責任組合	24.07%
Xseed High Growth投資事業有限責任組合	18.16%
中嶋拓史	10.22%
プロメテウス第1号投資事業組合	8.40%
投資事業有限責任組合アステック・テクノロジー・インキュベーション・ファンド	6.63%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。

人的関係 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。

取引関係 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

2. 本株式交換の目的

当社は、研究開発型企業として、特色のある抗体を創出する技術基盤を有しており、研究用試薬、体外診断用医薬品、医薬品シーズの創出及び遺伝子組換えカイコによるタンパク質生産などの事業を展開しております。

このうち、研究用試薬における具体的な研究開発において、近年特に、生活習慣病領域における糖尿病や脂質代謝異常などの研究開発に役立つ、世界でも類を見ない新しい製品の創出を戦略的に注力しており、既にヒト、マウス、ラット用の「活性型GIP測定キット」の発売（平成24年1月5日付発表）、ヒト「ApoB-100測定キット」の発売（平成24年1月16日付発表）、「血管内皮リパーゼ測定キット」の発売（平成24年10月29日付発表）、「肝性リパーゼ測定キット」の発売（平成25年2月4日付）などの製品の上市を行ってまいりました。

一方、SLB社は、生活習慣病領域での創薬・研究支援に加え予防・診断支援などに特化した事業を行っております。特に、世界で唯一の高感度ゲルろ過高速液体クロマトグラフィーを用いた血中リポタンパク質プロファイリングサービス「LipoSEARCH[®]」は、最先端の脂質代謝解析技術として、当領域の専門研究機関・製薬企業・食品企業における研究・開発及び創薬支援として広く利用されております。

本「LipoSEARCH[®]」は、血中の各リポタンパク質の粒子サイズを分画した波形データ（クロマトグラム）を提供する事により、病態や薬剤投与の影響によるリポタンパク質プロファイル全体の変化を視覚的に捉えることを可能としております。またSLB社は、生活習慣病関連に係わる各種バイオマーカー測定の受託サービスも提供しており、本領域での新たな疾患マーカーの探索や、食品素材の機能性に関する研究等に対する総合的な支援を推進しております。さらに、伴侶動物（ペット）向けの脂質代謝関連疾患検査サービス「LipoTEST[®]」を動物病院の獣医師様を經由して飼い主様に提供しております。このように、SLB社はヒトから伴侶動物に至るまで、本領域での豊富な研究ネットワークを有して、総合的な支援を通じた医療貢献を目指しております。

当社は、生活習慣病が社会問題となる中、今後も同領域での創薬・研究支援に加え予防・診断支援などの需要が、急速に増加するものと考え、SLB社の全株式を取得することにいたしました。また、当社の同領域におけるメカニズムの解明を目的とした研究開発とSLB社の最先端の脂質代謝解析技術を活用し、同領域での未知への解明に挑み、予防医学・健康医学に貢献することで当社の企業価値の向上を目指してまいります。

取得後は、早期にシナジー効果が発揮できる体制を構築し、専門研究機関のユーザー様を中心に本活動をより強力に推進し、当社グループ業績の一層の拡大を目指してまいります。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、SLB社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。完全親会社となる当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、完全子会社となるSLB社においては平成25年5月29日開催予定の臨時株主総会において承認を受けたくうえで、平成25年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.47株を割当てて交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,309株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

(3) 株式交換契約の内容

当社が、SLB社との間で平成25年5月13日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社免疫生物研究所（以下「甲」という。）と株式会社スカイライト・バイオテック（以下「乙」という。）は、株式交換により完全親会社関係を創設するため、以下により株式交換契約（以下「本契約」といい、本書を「本契約書」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社免疫生物研究所

住所：群馬県藤岡市中字東田1091番地1

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社スカイライト・バイオテック

住所：秋田県秋田市飯島字砂田100-4

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,309株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.47株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載されたもの（但し、甲を除く。）とする。

第4条（1株に満たない端数の処理）

本株式交換に伴い、甲の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる乙の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、甲が1株に満たない端数部分に応じた金銭を支払うものとする。

第5条（単元未満株式の取扱い）

本株式交換に伴い、甲の単元未満株式を保有することとなる乙の株主は、自己の有する単元未満株式を甲に対し、買い取ることを請求することができる。

第6条 (増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

第7条 (株式交換承認手続)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。
2. 乙は、本契約につき承認を得るため、平成25年5月29日に株主総会を招集するものとする。

第8条 (株式交換の日)

株式交換の日は、平成25年7月1日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結後株式交換の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は、協議し、合意のうえ、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。)を基準時までに消却するものとする。

第10条 (表明保証)

1. 乙は、甲に対して、自己の株式が別紙株主名簿の通りであり、名義株主がないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的人物が存在しないことを表明し保証する。
2. 乙は、甲に対して、自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないことを表明し、保証する。
3. 乙は、甲に対して、自己の従業員に対し、未払いの給料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないことを表明し、保証する。
4. 乙は、甲に対して、自己が管理する土地や建物に有害物質による汚染はないことを表明し、保証する。
5. 乙は、甲に対して、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないことを表明し、保証する。
6. 乙は、甲に対して、自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを表明し、保証する。

第11条 (株式交換条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から株式交換がその効力を生ずる日の前日までに於いて、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、株式交換条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

- 甲または乙の株式交換承認総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき
第7条1項但書による甲の株主総会の承認が得られない場合

第13条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本契約書に定めがない事項、その他株式交換に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が別途協議のうえ定める。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名、捺印の上各1通を所持するものとする。

平成25年5月13日

甲 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清藤 勉

乙 秋田県秋田市飯島字砂田100-4
株式会社スカイライト・バイオテック
代表取締役社長 中嶋 拓史

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって、公正性と妥当性を確保するため、SLB社の株式価値については、当社、SLB社から独立した第三者算定機関である加藤公認会計士事務所（加藤公認会計士事務所）に算定を依頼しました。加藤公認会計士事務所は、SLB社が非上場会社であることを考慮し、DCF法を採用し、1株当たりの評価レンジを11,181円～12,370円と算定致しました。

当社の株式価値については、当社が上場会社であることを勘案し、第三者の算定によらず、平成25年5月13日を算定基準日とし、基準日の前日から直近3ヶ月間の大証証券取引所ジャスダック市場における当社株式の加重平均値を算定の基礎とした結果、1株当たりの価額を26,033円と算定致しました。その後、両者の株式価値を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、双方協議の結果、本株式交換における株式交換比率について上記3.

(2)の株式交換比率が妥当であると判断し、平成25年5月13日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、SLB社との間で株式交換契約書を締結いたしました。

(2) 算定機関との関係

加藤公認会計士事務所は、当社及びSLB社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・商号 株式会社免疫生物研究所
- ・本店の所在地 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
- ・代表者の氏名 代表取締役社長 清藤 勉
- ・資本金の額 1,571百万円
- ・純資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・総資産の額 現時点では確定しておりません。
- ・事業の内容 研究用試薬の開発・製造及び販売、受託研究及び受託生産、医薬品並びに医薬部外品の開発・製造及び販売、カイコを用いたタンパク質生産の開発・製造及び販売

（平成25年5月29日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、株式会社スカイライト・バイオテック（以下「SLB社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、本株式交換の契約内容に変更が生じ、変更部分についてSLB社との間で平成25年5月29日付で覚書を締結し、臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は__線で示しております。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(2) 株式交換に係る割当ての内容

（訂正前）

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.47株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,309株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

（訂正後）

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.44株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,314株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

「覚書」

（訂正前）

記載なし。

（訂正後）

覚 書

株式会社免疫生物研究所（以下「甲」という）と株式会社スカイライト・バイオテック（以下「乙」という。）は、株式交換により完全親子会社関係を創設するため、平成25年5月13日付で締結した「株式交換契約書」（以下、「原契約」という）に関して、以下の通り変更することに合意する。

第1条 原契約 第3条を次のように変更することとする。（変更箇所、下線）

(変更前)

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,309株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.47株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載されたもの(但し、甲を除く。)とする。

(変更後)

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,314株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.44株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載されたもの(但し、甲を除く。)とする。

上記、覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成25年5月29日

甲 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清藤 勉

乙 秋田県秋田市飯島字砂田100-4
株式会社スカイライト・バイオテック
代表取締役社長 中嶋 拓史

3 最近の業績の概要

第31期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の業績の概要

平成25年5月13日開催の取締役会において承認された第31期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表は以下のとおりであります。

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	444,050	836,809
受取手形	² 75,018	28,019
売掛金	197,852	164,660
商品及び製品	64,826	53,571
仕掛品	122,156	125,703
原材料及び貯蔵品	64,741	65,204
その他	6,526	5,016
流動資産合計	975,173	1,278,985
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 1,178,740	1,162,439
減価償却累計額	615,478	645,999
建物（純額）	563,262	516,440
構築物	59,095	59,095
減価償却累計額	48,488	50,308
構築物（純額）	10,606	8,786
機械及び装置	101,761	99,615
減価償却累計額	92,782	93,557
機械及び装置（純額）	8,978	6,058
工具、器具及び備品	477,107	480,501
減価償却累計額	411,623	412,695
工具、器具及び備品（純額）	65,484	67,805
土地	¹ 362,687	362,687
その他	5,991	5,991
減価償却累計額	4,762	5,881
その他（純額）	1,228	109
有形固定資産合計	1,012,247	961,888
無形固定資産		
特許権	4,934	2,933
ソフトウェア	54,573	36,560
その他	1,350	1,114
無形固定資産合計	60,858	40,608
投資その他の資産		
投資有価証券	187,068	288,337
関係会社株式	1,082	1,082
関係会社長期貸付金	6,993	2,997
長期前払費用	5,963	3,699
保険積立金	33,174	35,963
その他	6,776	516
投資その他の資産合計	241,058	332,596

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
固定資産合計	1,314,164	1,335,092
資産合計	2,289,338	2,614,078
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,235	9,154
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1 31,400	48,864
未払金	44,778	40,834
未払法人税等	5,277	12,882
未払消費税等	8,922	7,277
前受金	9,370	2,935
預り金	7,331	6,626
賞与引当金	12,448	13,194
その他	1,114	95
流動負債合計	140,878	241,864
固定負債		
長期借入金	1 54,600	123,915
退職給付引当金	798	1,096
その他	92	-
固定負債合計	55,491	125,011
負債合計	196,369	366,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金		
資本準備金	491,753	491,753
資本剰余金合計	491,753	491,753
利益剰余金		
利益準備金	-	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	42,828	195,905
利益剰余金合計	42,828	195,905
自己株式	16	16
株主資本合計	2,106,375	2,259,453
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,406	12,250
評価・換算差額等合計	13,406	12,250
純資産合計	2,092,968	2,247,202
負債純資産合計	2,289,338	2,614,078

[次へ](#)

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高		
製品売上高	669,625	614,595
商品売上高	240,680	182,656
知的財産権等収益	5,064	2,829
売上高合計	915,370	800,081
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	36,762	38,107
当期製品製造原価	223,660	235,374
合計	260,423	273,482
製品他勘定振替高	1 19	-
製品期末たな卸高	2 38,107	2 38,952
製品売上原価	222,295	234,529
商品売上原価		
商品期首たな卸高	10,279	26,718
当期商品仕入高	133,243	76,436
合計	143,523	103,155
商品期末たな卸高	2 26,718	2 14,618
商品売上原価	116,804	88,536
売上原価合計	339,100	323,066
売上総利益	576,270	477,015
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	8,930	6,676
役員報酬	31,566	36,069
給料及び手当	80,240	62,069
賞与	3,700	3,956
賞与引当金繰入額	5,249	4,292
退職給付費用	3,272	2,612
法定福利費	14,892	11,900
旅費及び交通費	11,340	8,331
支払報酬	35,716	36,474
減価償却費	28,827	26,398
研究開発費	3 221,269	3 190,274
その他	107,749	79,440
販売費及び一般管理費合計	552,755	468,496
営業利益	23,515	8,518

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	345	464
為替差益	-	1,055
販売契約一時金	30,000	70,000
その他	4,113	2,526
営業外収益合計	34,458	74,046
営業外費用		
支払利息	1,640	1,582
為替差損	994	-
支払保証料	582	431
その他	13	103
営業外費用合計	3,231	2,117
経常利益	54,742	80,448
特別利益		
投資有価証券売却益	-	85,663
特別利益合計	-	85,663
特別損失		
固定資産売却損	-	4 2,398
固定資産除却損	5 35	5 600
減損損失	6 9,151	-
特別損失合計	9,187	2,998
税引前当期純利益	45,555	163,112
法人税、住民税及び事業税	2,727	10,034
法人税等合計	2,727	10,034
当期純利益	42,828	153,077

[前△](#) [次△](#)

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		51,248	22.0	55,480	23.1
労務費		84,553	36.4	105,701	43.9
経費	2	96,619	41.6	79,307	33.0
当期総製造費用		232,421	100.0	240,489	100.0
期首仕掛品たな卸高		116,273		122,156	
合計		348,694		362,645	
他勘定振替高	3	2,878		1,567	
期末仕掛品たな卸高	4	122,156		125,703	
当期製品製造原価		223,660		235,374	

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1. 原価計算の方法 原価計算の方法は、実際原価による組別工程別総合原価計算を採用しております。	1. 原価計算の方法 同左
2. 主な内訳は、次のとおりであります。 減価償却費 25,792千円 消耗品費 36,597千円 水道光熱費 10,478千円	2. 主な内訳は、次のとおりであります。 減価償却費 20,230千円 消耗品費 27,351千円 水道光熱費 11,058千円
3. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。 研究開発費への振替高 2,878千円	3. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。 研究開発費への振替高 1,567千円
4. 通常の販売目的で所有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。 製造原価 711千円	4. 通常の販売目的で所有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。 製造原価 965千円

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,571,810	1,571,810
当期末残高	1,571,810	1,571,810
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,416,578	491,753
当期変動額		
欠損填補	924,824	-
当期変動額合計	924,824	-
当期末残高	491,753	491,753
資本剰余金合計		
当期首残高	1,416,578	491,753
当期変動額		
欠損填補	924,824	-
当期変動額合計	924,824	-
当期末残高	491,753	491,753
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,962	-
当期変動額		
利益準備金の取崩	1,962	-
当期変動額合計	1,962	-
当期末残高	-	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	926,786	42,828
当期変動額		
当期純利益	42,828	153,077
欠損填補	924,824	-
利益準備金の取崩	1,962	-
当期変動額合計	969,614	153,077
当期末残高	42,828	195,905
利益剰余金合計		
当期首残高	924,824	42,828
当期変動額		
当期純利益	42,828	153,077
欠損填補	924,824	-
当期変動額合計	967,652	153,077
当期末残高	42,828	195,905

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	16	16
当期末残高	16	16
株主資本合計		
当期首残高	2,063,547	2,106,375
当期変動額		
当期純利益	42,828	153,077
当期変動額合計	42,828	153,077
当期末残高	2,106,375	2,259,453
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	14,799	13,406
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,392	1,156
当期変動額合計	1,392	1,156
当期末残高	13,406	12,250
評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,799	13,406
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,392	1,156
当期変動額合計	1,392	1,156
当期末残高	13,406	12,250
純資産合計		
当期首残高	2,048,748	2,092,968
当期変動額		
当期純利益	42,828	153,077
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,392	1,156
当期変動額合計	44,220	154,234
当期末残高	2,092,968	2,247,202

[前へ](#) [次へ](#)

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	45,555	163,112
減価償却費	101,592	85,951
貸倒引当金の増減額(は減少)	56	-
賞与引当金の増減額(は減少)	8,674	746
退職給付引当金の増減額(は減少)	614	297
受取利息及び受取配当金	345	464
支払利息	1,640	1,582
為替差損益(は益)	938	1,746
有形固定資産除却損	35	515
有形固定資産売却損益(は益)	-	2,398
減損損失	9,151	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	85,663
売上債権の増減額(は増加)	37,882	80,191
たな卸資産の増減額(は増加)	26,630	7,245
仕入債務の増減額(は減少)	3,112	11,081
未払消費税等の増減額(は減少)	6,897	1,574
その他	19,245	8,492
小計	130,664	233,017
利息及び配当金の受取額	352	195
利息の支払額	1,577	1,519
法人税等の支払額	3,840	3,035
法人税等の還付額	72	44
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,672	228,703
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	38,106	41,114
定期預金等の払戻による収入	32,101	32,106
有形固定資産の取得による支出	27,634	27,542
有形固定資産の売却による収入	-	10,601
無形固定資産の取得による支出	119	-
投資有価証券の売却による収入	-	91,550
投資有価証券の償還による収入	25,000	-
投資有価証券の取得による支出	-	106,000
貸付金の回収による収入	3,996	3,996
その他	927	2,038
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,836	34,362
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	-	180,000
長期借入金の返済による支出	31,400	93,221
リース債務の返済による支出	1,114	1,114
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,514	185,664
現金及び現金同等物に係る換算差額	938	1,746
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	90,259	381,751
現金及び現金同等物の期首残高	321,684	411,943
現金及び現金同等物の期末残高	411,943	793,694

[前へ](#) [次へ](#)

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 . たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
機械及び装置	4～8年
工具、器具及び備品	3～18年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

・前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」「未収還付法人税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「前払費用」に1,574千円及び「未収還付法人税等」に44千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

・前事業年度において独立掲記しておりました「有形固定資産」の「車両運搬具」「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「車両運搬具」に417千円、「車両運搬具(純額)」に20千円、車両運搬具の「減価償却累計額」に396千円、「リース資産」に5,574千円、「リース資産(純額)」に1,207千円及び「リース資産」の「減価償却累計額」に4,366千円として表示しておりましたが、「その他」、「その他(純額)」及びその他の「減価償却累計額」として組み替えております。

・前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「商標権」に410千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

・前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「出資金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「出資金」に300千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

・前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「リース債務」に1,114千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

・前事業年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務」に92千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

損益計算書関係

・前事業年度において独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「広告宣伝費」「寄付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「広告宣伝費」に3,249千円及び「寄付金」に22,121千円として表示しておりましたが、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	105,524千円	-千円
土地	130,438千円	-千円
計	235,963千円	-千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	20,000千円	-千円
長期借入金	5,000千円	-千円
計	25,000千円	-千円

2 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	3,328千円	-千円

(損益計算書関係)

1. 製品他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費への振替高	19千円	-千円

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価	571千円	447千円

3. 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	221,269千円	190,274千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-千円	2,398千円

5. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-千円	14千円
機械及び装置	12千円	229千円
工具、器具及び備品	23千円	271千円
商標権	-千円	85千円

6. 減損損失

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	その他
福利厚生施設	建物	群馬県高崎市	社宅用不動産

当社は福利厚生施設として群馬県高崎市の共同住宅を保有しておりますが、前事業年度より行っております事業の再構築の一環として資産の効率化を図るため、売却することといたしました。現在不動産業者を通じて売却先を募集しているところであり、その売却予定価格等との差額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物9,151千円であります。

なお、回収可能額は売却予定価格等としております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	616,400	-	-	616,400
合計	616,400	-	-	616,400
自己株式				
普通株式	14	-	-	14
合計	14	-	-	14

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	616,400	-	-	616,400
合計	616,400	-	-	616,400
自己株式				
普通株式	14	-	-	14
合計	14	-	-	14

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,819	50.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	444,050千円	836,809千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	32,106千円	43,114千円
現金及び現金同等物	411,943千円	793,694千円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	3,984千円	3,452千円	531千円
工具、器具及び備品	10,128千円	9,386千円	741千円
ソフトウェア	12,288千円	11,174千円	1,113千円
合計	26,400千円	24,013千円	2,386千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

当事業年度(平成25年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	3,984千円	3,984千円	-千円
工具、器具及び備品	10,128千円	10,128千円	-千円
ソフトウェア	12,288千円	12,288千円	-千円
合計	26,400千円	26,400千円	-千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	2,386千円	-千円
1年超	-千円	-千円
合計	2,386千円	-千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	5,280千円	2,386千円
減価償却費相当額	5,280千円	2,386千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、研究用試薬関連事業における生産設備（機械及び装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等を利用し、資金調達については銀行借入による方針です。またデリバティブを組み込んだ複合金融商品を利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先に対する外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、価格変動リスクのある投資信託、デリバティブを組み込んだ複合金融商品、当社業務に関連のあるベンチャー企業の株式等であります。投資信託は市場価格のリスクに晒されており、複合金融商品は為替変動等のリスクに晒されており、株式は上場株式会社ではないため価格変動リスクはないものの、純資産額の低下による評価損計上のリスクに晒されております。また、関係会社に対し、長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、短期借入金及び長期借入金で、運転資金及び事業拡大に伴う投資資金の増加への対応に係る資金調達であります。支払金利は固定金利及び変動金利であります。固定金利による借入については金利の変動リスクには晒されておりませんが、変動金利による借入については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、当社の販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期ごとに把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を信用力の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、外貨建ての債権債務の金額が大きいため、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払を行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を確認し、帳簿価格との差額の把握に努めており、継続保有について見直しを行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告等や入金状況に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持に努めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	444,050	444,050	-
(2) 受取手形	75,018	75,018	-
(3) 売掛金	197,852	197,852	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	181,181	181,181	-
(5) 長期貸付金(一年内回収予定額含む)	10,989	10,941	47
資産計	909,093	909,045	47
(1) 買掛金	20,235	20,235	-
(2) 長期借入金(一年内返済予定借入金含む)	86,000	85,921	78
(3) リース債務	1,207	1,197	10
負債計	107,443	107,354	89

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	836,809	836,809	-
(2) 受取手形	28,019	28,019	-
(3) 売掛金	164,660	164,660	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
其他有価証券	282,337	282,337	-
(5) 長期貸付金（一年内回収予定額含む）	6,993	6,980	13
資産計	1,318,820	1,318,808	13
(1) 買掛金	9,154	9,154	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 長期借入金（一年内返済予定借入金含む）	172,779	172,751	27
(4) リース債務	92	92	-
負債計	282,026	281,998	27

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形 及び (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金 及び (4) リース債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

組込デリバティブ取引については、時価の測定を合理的に区分できないため、当該複合金融商品全体を「資産

(4) 投資有価証券」に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	6,969千円	7,082千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	443,788	-	-	-
受取手形	75,018	-	-	-
売掛金	197,852	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	-	181,181	-	-
長期貸付金	3,996	6,993	-	-
合計	720,656	188,174	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	836,362	-	-	-
受取手形	28,019	-	-	-
売掛金	164,660	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	-	282,337	-	-
長期貸付金	3,996	2,997	-	-
合計	1,033,038	285,334	-	-

(注4) 買掛金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
買掛金	20,235	-	-	-	-	-
長期借入金(一年内返済予定借入金含む)	31,400	16,400	11,400	11,400	11,400	4,000
リース債務	1,114	92	-	-	-	-
合計	52,750	16,492	11,400	11,400	11,400	4,000

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
買掛金	9,154	-	-	-	-	-
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金(一年内返済予定借入金含む)	48,864	46,644	42,284	20,004	14,983	-
リース債務	92	-	-	-	-	-
合計	158,111	46,644	42,284	20,004	14,983	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日）

関連会社株式（貸借対照表計上額1,082千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

関連会社株式（貸借対照表計上額1,082千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	- 千円	- 千円	- 千円
(2) 債券	- 千円	- 千円	- 千円
(3) その他	181,181千円	194,588千円	13,406千円
合計	181,181千円	194,588千円	13,406千円

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額5,887千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	- 千円	- 千円	- 千円
(2) 債券	100,000千円	100,000千円	- 千円
(3) その他	182,337千円	194,588千円	12,250千円
合計	282,337千円	294,588千円	12,250千円

(注)1. 非上場株式（貸借対照表計上額6,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない金融商品については、全体を時価評価し債券に含めて記載しております。なお、時価については、取引金融機関により提示されたものによっております。

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	91,550千円	85,663千円	- 千円
合計	91,550千円	85,663千円	- 千円

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、(有価証券関係)に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。ただし、確定拠出型の制度である中小企業退職金共済制度に加入しており、同制度からの支給額を控除した金額を当社から退職一時金として支給しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	798千円	1,096千円
退職給付引当金	798千円	1,096千円

(注) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。なお、中小企業退職金共済制度からの支給見込額を控除した残額を退職給付債務として認識しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	7,605千円	7,543千円
退職給付費用	7,605千円	7,543千円

(注) 中小企業退職金共済制度への拠出額については、勤務費用に含めて表示しております。なお、中小企業退職金共済制度への拠出額は前事業年度においては6,991千円、当事業年度においては6,944千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	4,700	4,981
退職給付引当金	282	387
減価償却費	1,736	1,481
投資有価証券評価損	33,214	10,231
たな卸資産評価損	9,089	9,284
繰越欠損金	331,766	302,185
減損損失	4,965	1,131
その他	854	1,083
繰延税金資産小計	386,610	330,766
評価性引当額	386,610	330,766
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.8%
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.6%
住民税均等割等	6.0%	1.7%
評価性引当額の増減	40.9%	34.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0%	6.1%

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当社は、事業別に区分された事業ごとに国内及び海外の包括的な事業戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって当社は、事業内容を基礎とした「研究用関連事業」及び「医薬用関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「研究用関連事業」は、研究用試薬関連及び実験動物関連の製造・仕入及び販売を行っており、「医薬用関連事業」は、医薬品の研究開発及び体外診断用医薬品の製造・仕入及び販売を行っております。また、当事業年度より開始した「遺伝子組換えカイコ」の繭を用いた関連製品の販売を「その他」に記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	研究用関連事業	医薬用関連事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	700,450	214,920	915,370
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-
計	700,450	214,920	915,370
セグメント利益又は損失()	107,248	83,733	23,515
セグメント資産	1,679,497	609,841	2,289,338
その他の項目			
減価償却費	80,039	21,552	101,592
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,541	6,609	28,151

セグメント利益又は損失は財務諸表の営業利益と同一であります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	研究用関連事業	医薬用関連事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	568,015	195,756	763,771	36,310	800,081
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	568,015	195,756	763,771	36,310	800,081
セグメント利益又は損失()	63,142	48,989	14,152	5,633	8,518
セグメント資産	1,738,249	666,273	2,404,522	209,555	2,614,078
その他の項目					
減価償却費	38,917	29,156	68,074	17,876	85,951
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,759	6,120	23,880	5,061	28,942

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、遺伝子組換えカイコ関連製品販売を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

売上高	金額
報告セグメント計	763,771
「その他」の売上高	36,310
財務諸表の売上高	800,081

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	14,152
「その他」の区分の損失()	5,633
財務諸表の営業利益	8,518

(単位：千円)

資産	金額
報告セグメント計	2,404,522
「その他」の区分の資産	209,555
財務諸表の資産合計	2,614,078

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	財務諸表計上額
減価償却費	68,074	17,876	85,951
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23,880	5,061	28,942

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	研究用関連事業	医薬用関連事業	合計
外部顧客への売上高	700,450千円	214,920千円	915,370千円

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	ドイツ	米国	その他	合計
779,056千円	62,175千円	51,887千円	22,250千円	915,370千円

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	研究用関連事業	医薬用関連事業	その他	合計
外部顧客への売上高	568,015千円	195,756千円	36,310千円	800,081千円

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
タカラバイオ(株)	451,365	研究用関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	報告セグメント		
	研究用関連事業	医薬用関連事業	合計
減損損失	7,322千円	1,829千円	9,151千円

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1．関連会社に関する事項

関連会社はありますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

2．開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者兼役員及びその近親者	清藤 勉	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接 18.23	債務被保証	当社借入債務に対する被保証 1	61,000	-	-
役員及びその近親者	福永 健司	-	-	当社取締役(株)トランスジェニック代表取締役社長	-	関連当事者が代表取締役を務める会社との取引	売上 2 仕入 3 物品の購入等 4	14,494 802 2,640	- 買掛金 未払金	- 803 1,995

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社は銀行借入の一部に対して、主要株主兼役員である清藤勉より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 2 売上価格及びその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- 3 仕入価格及びその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- 4 購入価格及びその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者兼役員及びその近親者	清藤 勉	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接 18.23	債務被保証	当社借入債務に対する被保証	172,779	-	-

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入の一部に対して、主要株主兼役員である清藤勉より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,395.54円	1株当たり純資産額	3,645.77円
1株当たり当期純利益金額	69.48円	1株当たり当期純利益金額	248.34円
なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	42,828	153,077
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	42,828	153,077
普通株式の期中平均株式数(株)	616,386	616,386
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

株式会社スカイライト・バイオテック(以下「SLB社」)の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、SLB社を完全子会社とする簡易株式交換を行うことを当社の取締役会において決議し、株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。詳細は本日公表の「株式会社スカイライト・バイオテックの株式取得、および簡易株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社免疫生物研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 川 修 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	茂	喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社免疫生物研究所の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社免疫生物研究所が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。